

寄附控除のご案内

社会福祉法人 横浜市中区社会福祉協議会に対するご寄附は、特定公益増進法人への寄附として、税制上の優遇措置（所得控除または損金算入）を受けることができます。

個人の場合

1. 所得税関係

本会に寄付をした個人は、確定申告によって所得税法上の「寄附金控除（所得控除）」（所得税法第 78 条第 2 項第 3 号該当）を受けることができます。

①所得控除

寄付金額とその年分の総所得額等の合計額の 40%のいずれか低い方の金額 — 2 千円

2. 住民税関係

本会に寄付をした個人は、確定申告によって次のとおり地方税法上（住民税）の寄付金税額控除を受けることができます。

①横浜市 個人市民税（地方税法第 314 条の 7 および横浜州市税条例第 29 条 4 の 3 該当）

寄付金額と前年分の総所得額等の合計額の
30%のいずれか低い方の金額 — 適用下限額 2 千円 } × 8%

②神奈川県 個人県民税（神奈川県県税条例第 10 条該当）

寄付金額と前年分の総所得額等の合計額の
30%のいずれか低い方の金額 — 適用下限額 2 千円 } × 2%
または 4% (※)

横浜市民の方は、市民税と県民税の両方の控除を受けることができます。

横浜市以外にお住まいの神奈川県民の方は、県民税の対象となります。(※) なお、県民税の控除率は、政令都市にお住まいの場合には 2%、それ以外の市区町村にお住まいの場合には 4%となります。

市民税の控除については、お住まいの各市区町村にお問い合わせください。

いずれも、寄附を行った翌年の 1 月 1 日現在、横浜市、神奈川県にお住まいの方に限られます。

3. 寄附金控除を受けるための方法

寄附金控除を受けるためには、確定申告が必要です。申告書に、所得税にかかる「寄附金控除」欄への記入に加え、「住民税に関する事項」欄の「条例指定分 市区町村別及び都道府県別」欄に寄附金額を記入してください。申告の際には寄附金の領収書を添付してください。詳細は最寄りの税務署にご照会ください。

法人税の場合 については 裏面をご参照ください。

寄付をした法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入ができます。（１．と２．の併用可）。寄付金については法人の経理処理にかかわらず、現実には金銭の支払いが行われたときにその支出があったものとされます。

１．一般の寄附金の損金算入限度額（法人税法第 37 条第 1 項該当）

$$\left(\text{期末資本金等} \times \frac{2.5}{1000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} + (\text{所得の金額} + \text{支出した寄付金額}) \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$$

上記の一般の寄附金の損金算入限度額は、あらゆる寄附金について損金算入が認められている限度額です。

２．特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額（法人税法第 37 条第 4 項該当）

$$\textcircled{1} \left(\text{期末資本金等} \times \frac{3.75}{1000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} + (\text{所得の金額} + \text{支出した寄付金額}) \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

（法人税法施行令第 77 条の 2①）

②特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額

⇒①、②のうち、いずれか少ない金額

２．に該当する寄附を行った場合には、確定申告書に法人税法第 37 条第 3 項及び 4 項の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税法施行規則別表第 14（２）の「寄付金の損金算入に関する明細書」（用紙は税務署にあります。）を添付してください。（20 年 4 月 1 日適用）

【参考】国、地方公共団体に対する寄附金及び財務大臣の指定した寄附金（法人税法第 37 条第 3 項第 1 号及び第 2 号該当）は、全額損金算入ができます（本会への寄附はこれには該当しません）。

税制上の優遇措置を受けるため、確定申告に際して、領収書が必要となります。
領収書は大切に保管してください。